



表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成9年2月6日	不動産番号	△△△△△△△△△△△△△△
所在図番号	余白				
所 在	△△△△区□□□一丁目208番地			余白	
家屋番号	208番5			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	69:42		余白	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日	
			:		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	余白	所有者 △△△△区□□□一丁目1番1号 民 事 花子 昭和31年10月10日仮処分登記をするため 登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。